

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6252309号
(P6252309)

(45) 発行日 平成29年12月27日 (2017.12.27)

(24) 登録日 平成29年12月8日 (2017.12.8)

(51) Int. Cl.		F I			
G06F 13/00	(2006.01)	G06F 13/00	351N		
G06F 11/34	(2006.01)	G06F 11/34			
G06Q 50/10	(2012.01)	G06Q 50/10			

請求項の数 8 (全 22 頁)

(21) 出願番号	特願2014-71075 (P2014-71075)	(73) 特許権者	000005223 富士通株式会社
(22) 出願日	平成26年3月31日 (2014.3.31)		神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
(65) 公開番号	特開2015-194797 (P2015-194797A)	(74) 代理人	100094525 弁理士 土井 健二
(43) 公開日	平成27年11月5日 (2015.11.5)		
審査請求日	平成28年12月6日 (2016.12.6)	(74) 代理人	100094514 弁理士 林 恒徳
		(72) 発明者	石原 俊 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
		(72) 発明者	有賀 光希 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 監視漏れ特定処理プログラム、監視漏れ特定処理方法及び監視漏れ特定処理装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の被監視デバイスから第1のログ項目蓄積装置に転送された事象の発生時刻を含むログ項目を、前記第1のログ項目蓄積装置から収集し、収集した前記ログ項目を収集した収集時刻の情報と共に第2のログ項目蓄積装置に蓄積し、

前記第2のログ項目蓄積装置内の前記ログ項目から、前記第1のログ項目蓄積装置への転送遅延が生じた監視漏れログ項目を検出し、

前記監視漏れログ項目の発生時刻と近接する発生時刻を有し、前記監視漏れログ項目の被監視デバイスとは別の被監視デバイスのログ項目の収集時刻を、前記監視漏れログ項目の前記転送遅延の発生時刻と特定する

処理をコンピュータに実行させる監視漏れ特定プログラム。

【請求項2】

前記転送遅延の発生時刻を特定する処理では、

前記監視漏れログ項目を発生した被監視デバイスと、同等または類似する転送間隔を有する第1の被監視デバイスをグループ化し、

前記別の被監視デバイスのログ項目を、前記グループ化した第1の被監視デバイスのログ項目から検出する

請求項1に記載の監視漏れ特定プログラム。

【請求項3】

前記転送遅延の発生時刻を特定する処理では、

前記監視漏れログ項目を発生した被監視デバイスと、同等または類似する転送間隔を有する第1の被監視デバイスをグループ化し、

前記グループ化された第1の被監視デバイスから、前記監視漏れログ項目の発生時刻に転送遅延の発生確率が最も低い第2の被監視デバイスを選択し、

前記他の被監視デバイスのログ項目を、前記選択された第2の被監視デバイスのログ項目から検出する請求項1に記載の監視漏れ特定プログラム。

【請求項4】

前記第2のログ項目蓄積装置に蓄積する処理では、

前記第1のログ項目蓄積装置に転送された前記ログ項目を第1の収集間隔で収集し、

前記第1のログ項目蓄積装置に転送された前記ログ項目を前記第1の収集間隔より長い第2の収集間隔で収集し、

前記監視漏れログ項目を検出する処理では、前記第1の収集間隔で収集した第1のログ項目群内に存在せず、前記第2の収集間隔で収集した第2のログ項目群内に存在するログ項目を前記監視漏れログとして検出する

請求項1～3のいずれかに記載の監視漏れ特定プログラム。

【請求項5】

前記処理は、更に、

前記特定された転送遅延の発生時刻までの時間帯における、前記監視漏れログの被監視デバイスの負荷値の推移情報を前記収集したログ項目から抽出して、前記抽出した負荷値の推移情報を監視漏れパターンとして蓄積し、

監視中の被監視デバイスの負荷値の推移情報が、前記監視漏れパターンの負荷値の推移情報と一致するか否かを監視し、

前記監視漏れパターンと一致した被監視デバイスに監視漏れが発生する予兆を検出する請求項1に記載の監視漏れ特定プログラム。

【請求項6】

前記被監視デバイスによりサービスシステムが構成され、

前記監視漏れパターンは、前記負荷値の推移情報に加えて前記サービスシステムを構成する被監視デバイス数を有し、

前記監視漏れパターンと一致するか否かを監視する処理では、更に、前記監視中のサービスシステムを構成する被監視デバイス数が、前記監視漏れパターンの被監視デバイス数と一致するか否かを判定し、被監視デバイス数が一致した監視漏れパターンについて、前記監視処理を実行する

請求項5に記載の監視漏れ特定プログラム。

【請求項7】

複数の被監視デバイスから第1のログ項目蓄積装置に転送された事象の発生時刻を含むログ項目を、前記第1のログ項目蓄積装置から収集し、収集した前記ログ項目を収集した収集時刻の情報と共に第2のログ項目蓄積装置に蓄積し、

前記第2のログ項目蓄積装置内の前記ログ項目から、前記第1のログ項目蓄積装置への転送遅延が生じた監視漏れログ項目を検出し、

前記監視漏れログ項目の発生時刻と近接する発生時刻を有し、前記監視漏れログ項目の被監視デバイスとは別の被監視デバイスのログ項目の収集時刻を、前記監視漏れログ項目の前記転送遅延の発生時刻と特定する

処理をコンピュータに実行させる監視漏れ特定処理方法。

【請求項8】

複数の被監視デバイスから第1のログ項目蓄積装置に転送された事象の発生時刻を含むログ項目を、前記第1のログ項目蓄積装置から収集し、収集した前記ログ項目を収集した収集時刻の情報と共に第2のログ項目蓄積装置に蓄積する手段と、

前記第2のログ項目蓄積装置内の前記ログ項目から、前記第1のログ項目蓄積装置への転送遅延が生じた監視漏れログ項目を検出する手段と、

前記監視漏れログ項目の発生時刻と近接する発生時刻を有し、前記監視漏れログ項目の

10

20

30

40

50

被監視デバイスとは別の被監視デバイスのログ項目の収集時刻を、前記監視漏れログ項目の前記転送遅延の発生時刻と特定する手段とを有する監視漏れ特定処理装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、監視漏れ特定処理プログラム、監視漏れ特定処理方法及び監視漏れ特定処理装置に関する。

【背景技術】

【0002】

クラウドコンピューティングには、仮想サーバやネットワークを提供するIaaS (Infrastructure as a Service)や、仮想サーバやネットワークの提供に加えて、OSのインストール、データベースの提供も行うPaaS (Platform as a Service)などがある。いずれの場合でも、クラウドコンピューティングを利用するユーザは、ユーザのサービスシステムを複数のインスタンス(仮想マシン、仮想デバイス、物理マシン、物理デバイス等を含む)で構成する。そして、サービスシステムを構成する複数のインスタンスは、サービスの負荷やスケジュールに応じてそのインスタンス数が頻繁に増減する。

【0003】

ユーザは、上記のサービスシステムを監視するために、各インスタンスが出力するログ項目を適切に収集して管理する。ログ項目には、例えば、サービスシステムのイベントログや、一定間隔でサンプリングされる性能情報ログなどがある。性能情報ログは、例えば、インスタンスのCPU利用率、メモリ利用量、ネットワーク転送量、イベント数などの負荷値を含む。

【0004】

これらのログ項目を一元的に管理する方法として、複数のインスタンスそれぞれが、それぞれで発生したログ項目を共通のログ項目蓄積装置に定期的に転送して集約し、監視サーバが、そのログ項目蓄積装置を定期的にポーリングしてログ項目を収集する技術が提案されている。その監視サーバは、収集した各インスタンスのログ項目に基づいて、各インスタンスの状態及び異常をリアルタイムに監視する。また、上記の共通のログ項目蓄積装置内のデータベースとして、処理の高速性や拡張性の観点からKVS (Key Value Store) 型のデータベースが利用される。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特開2013-73497号公報

【特許文献2】特開2005-115724号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかしながら、各インスタンスは、負荷集中などによりデータベースへのログ項目の転送ができない場合がある。その場合、監視サーバはログ項目蓄積装置からログ項目を収集できず、ログ項目の欠落が発生する。そのようなログ項目の欠落が生じると、監視サーバは適切にクラウドサービスシステムを監視することができない。

【0007】

さらに、各ログ項目は、ログ項目の発生時刻とログ項目の内容(事象)を有しているが、インスタンスからログ項目蓄積装置への転送時刻は有していない。そのため、ログ項目の欠落により監視漏れが発生した場合、転送遅延による監視漏れの発生時刻を知ることができない。

【0008】

そこで、1つの側面では、本発明の目的は、転送遅延による監視漏れの発生時刻を特定する監視漏れ特定処理プログラム、監視漏れ特定処理方法及び監視漏れ特定処理装置を提

10

20

30

40

50

供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0009】

開示された実施の形態の第1の側面は、複数の被監視デバイスから第1のログ項目蓄積装置に転送された事象の発生時刻を含むログ項目を、前記第1のログ項目蓄積装置から収集し、収集した前記ログ項目を収集した収集時刻の情報と共に第2のログ項目蓄積装置に蓄積し、

前記第2のログ項目蓄積装置内の前記ログ項目から、前記第1のログ項目蓄積装置への転送遅延が生じた監視漏れログ項目を検出し、

前記監視漏れログ項目の発生時刻と近接する発生時刻を有し、前記監視漏れログ項目の被監視デバイスとは別の被監視デバイスのログ項目の収集時刻を、前記監視漏れログ項目の前記転送遅延の発生時刻と特定する

処理をコンピュータに実行させる監視漏れ特定プログラムである。

【発明の効果】

【0010】

第1の側面によれば、転送遅延による監視漏れの発生時刻を高精度に特定することができる。

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】本実施の形態の監視漏れ発生時刻を特定する対象のクラウドコンピューティングの構成を示す図である。 20

【図2】監視サーバによるログの収集処理を示す図である。

【図3】KVS型データベースのログのデータ構成例である。

【図4】監視漏れを防止する第1の方法例を示す図である。

【図5】監視漏れを防止する第2の方法例を示す図である。

【図6】転送時刻が不明のため監視漏れ発生時間帯の高精度な推定が困難であることを示す図である。

【図7】本実施の形態における監視サーバ30の構成を示す図である。

【図8】本実施の形態におけるクラウドコンピューティングセンタと監視サーバの構成と処理を示す図である。 30

【図9】本実施の形態における監視漏れの無いリアルタイムログ監視の処理の概略を示すフローチャート図である。

【図10】監視漏れ発生時刻の特定処理S1のフローチャート図である。

【図11】監視サーバによるログ収集について説明する図である。

【図12】監視サーバによるログ収集について説明する図である。

【図13】本実施の形態における監視漏れログの発生時刻と最も近い発生時刻を有するログを特定する処理S16のフローチャート図である。

【図14】各インスタンスのログ転送間隔を推定する方法示す図である。

【図15】各インスタンスのログ転送間隔を推定する方法示す図である。

【図16】監視サーバにより時刻差が近接しているとしてグルーピングされたインスタンスB,C,Eのログの例を示す図である。 40

【図17】監視漏れ発生時刻の特定処理S1により特定された監視漏れ発生時刻の例を示す図である。

【図18】監視漏れパターンの構築処理S2のフローチャート図である。

【図19】監視漏れパターンの例を示す図である。

【図20】図9の監視漏れ発生の予兆検出と個別ポーリング処理S3のフローチャート図である。

【図21】監視漏れ発生の予兆検出における監視漏れパターンと監視中の負荷値の推移データとの一致を説明する図である。

【図22】本実施の形態において監視漏れ発生の予兆を検出した場合の個別収集を示す図 50

である。

【発明を実施するための形態】

【0012】

図1は、本実施の形態の監視漏れ発生時刻を特定する対象のクラウドコンピューティングの構成を示す図である。サーバファシリティ（施設）であるクラウドコンピューティングセンタ1内には、ハードウェア群10と、管理サーバ13と、ハードディスクなどの大容量の保守情報記憶装置14とが設けられる。そして、センタ1には、インターネットやイントラネットなどのネットワークNETを介して、クラウドコンピューティングサービスのユーザ端末20と、ユーザのサービスシステムにアクセスしてそのサービスを利用するクライアント端末22と、ユーザのサービスシステムを監視する監視サーバ30などが、

10

【0013】

ユーザは、ユーザ端末20から管理サーバ13にアクセスして、クラウドコンピューティングサービスの利用契約を締結し、ハードウェア群10を仮想化した仮想化マシン（以下インスタンスとも称する）12によるサービスシステムを構築する。

【0014】

一方、ユーザのサービスシステムを利用するクライアントは、クライアント端末22からネットワークNETを経由してサービスシステムを構成する仮想化マシン12にアクセスし、サービスを受ける。

【0015】

ハードウェア群10は、複数のサーバを有し、各サーバは、CPUとメモリ（RAM）とハードディスク（HDD）などの大容量記憶装置とネットワークなどを有する。クラウドコンピューティングサービスを受けるユーザは、ユーザ端末20から管理サーバ13にアクセスして、ユーザのサービスシステムを構築するために必要な仕様を選択し、クラウドコンピューティングサービスの利用契約を締結する。

20

【0016】

例えば、ユーザは、ユーザ端末20から、ユーザのサービスシステムに必要な仮想化マシンの仕様、例えばCPUのクロック周波数、メモリの容量、ハードディスクの容量、ネットワークの帯域幅、OS、データベース、プログラム言語などを選択する。

【0017】

そして、管理サーバ13は、ハードウェア群10のホストマシンの仮想化ソフトウェア（ハイパバイザ）13に依頼して、利用契約に基づいてハードウェア群10を仮想化して仮想化マシン12に割り当て、ユーザのサービスシステムを構成する単一又は複数の仮想化マシン12を構築する。また、管理サーバ13は、仮想化ソフトウェア13と連携して、ユーザのサービスシステムを構成する仮想化マシン12の運用状態を管理する。管理サーバ13は、例えば、ある仮想化マシン12に負荷が集中した場合に、新たな仮想化マシンを生成するスケールアウトを仮想化ソフトウェア13に要求する。したがって、サービスシステムを構成する仮想化マシン（以下インスタンスと称する）の数は、負荷や業務スケジュールに応じて頻繁に増減する。

30

【0018】

ユーザのサービスシステムの障害時の原因調査などのために、監視サーバ30が、サービスシステムが所定の頻度で出力するイベントログや、一定間隔でサンプリングした性能情報ログを収集する。監視サーバ30は、ユーザにより運用される場合もあり、またはユーザから委託された業者により運用される場合もある。

40

【0019】

イベントログには、例えば、サービス起動、サービス停止などの通常イベントや、起動失敗、ファイルアクセス失敗、ファイル書き込み失敗などのエラーイベントなどが含まれる。また、性能情報ログには、CPU利用率、メモリ使用量、イベント発生数、ネットワーク転送量などが含まれる。

【0020】

50

監視サーバ30によるイベントログや性能情報ログの収集は、概略的には、次のように行われる。まず、サービスシステムを構成する複数のインスタンス12は、各インスタンスで発生したイベントログとサンプリングした性能情報ログを、保守情報記憶装置14に格納されている共通のデータベースに非同期に転送する。これにより、頻繁に発生、消滅するインスタンスの増減に対応して、ログを一元的に蓄積して管理することができる。

【0021】

この転送頻度である転送間隔は、例えば、利用契約時にユーザによりインスタンス毎に設定される。通常、緊急性の高いインスタンスについてのイベントログには、例えば数分毎のように短い転送間隔が設定され、緊急性の低いインスタンスについてのイベントログには、それより長い転送間隔が設定される。また、性能情報ログは、比較的長い転送間隔に設定される。

10

【0022】

また、保守情報記憶装置14内のイベントログデータベース(DB)や性能情報ログデータベース(DB)は、処理の高速性や拡張性の観点から、例えばKVS(Key Value Store)型のデータベースが用いられる。

【0023】

次に、監視サーバ30は、保守情報記憶装置14内のデータベースに蓄積された最新のログを実質的にリアルタイムに収集して、監視サーバ30の保守情報記憶装置31のイベントログ管理DBと性能情報ログ管理DB内に格納する。これにより、監視サーバ30は、サービスシステムのインスタンスの異常をリアルタイムに監視する。

20

【0024】

本実施の形態では、監視サーバ30が仮想マシンが転送するログを蓄積した保守情報記憶装置14からログを収集し、収集したログに基づいて仮想マシンの状態を監視する。ここで、「ログ」とはログファイルにレコードとして格納される個々のログであり、ログファイルと区別するためにログ項目と称する場合もある。また、保守情報記憶装置14に記憶されたデータベースに個々のログ項目が蓄積されるので、保守情報記憶装置14はログ項目蓄積装置である。監視サーバ30が管理する保守情報記憶装置31も同様にログ項目蓄積装置である。さらに、本実施の形態において監視サーバ30は、仮想マシン以外にも、物理マシン、物理マシンに設けられる物理デバイス、仮想マシンに設けられる仮想デバイスなども監視対象のデバイスとして、それらのログを収集する。したがって、以下の「インスタンス」とは、仮想マシン、仮想デバイス、物理マシン、物理デバイスなどを含む被監視デバイスの意味で使用される。

30

【0025】

[ログ収集の課題]

図2は、監視サーバによるログの収集処理を示す図である。第1に、サービスシステムを構成する複数のインスタンスA,Bが、それぞれログを発生する。各インスタンスがログを発生する時刻を発生時刻 t_1 と称する。各インスタンスは、イベントログや性能情報ログを発生する。図2の例では、インスタンスAが、ログA1を発生時刻13:22に、ログA2を発生時刻13:32にそれぞれ発生している。また、インスタンスBが、ログB1を発生時刻13:23に、ログB2を発生時刻13:33にそれぞれ発生している。

40

【0026】

図3は、KVS型データベースのログのデータ構成例である。ログA1は、KEYとして発生時刻、VALUとしてイベント内容(発生した事象の内容)、インスタンスIDなどを有する。このようなデータ構成の場合、例えば、発生時刻をキーにしてログを抽出することができる。

【0027】

第2に、各インスタンスA,Bは、利用契約で設定された転送間隔で、それぞれが発生したログをクラウドコンピューティングセンタ内の保守情報記憶装置14内のログDBに転送する。以下、このインスタンスが保守情報記憶装置14内のログDBに転送する時刻を、転送時刻 t_2 と称する。図2の例では、インスタンスA,Bは、共に、10分の転送間隔で13:

50

20, 13:30, 13:40に発生したログを転送する。

【 0 0 2 8 】

第3に、監視サーバ30は、定期的にログ収集ポーリングを行って、保守情報記憶装置14内のログDBからログを収集する。監視サーバによるログ収集の時刻を収集時刻 t_3 と称する。図2の例では、監視サーバ30が10分の収集間隔で収集時刻13:22, 13:32, 13:42に、ログ収集のポーリングを行っている。このログ収集では、監視サーバ30は、ログの発生時刻をキーにして、前回のポーリング時に収集したログの最新の発生時刻より後の発生時刻を有するログを収集する。監視サーバ30は、各インスタンスの転送時刻を知ることにはできないので、上記のように、前回収集したログの最新の発生時刻より後の発生時刻を有するログを収集することで、収集するログが重複しないようにすることができる。

10

【 0 0 2 9 】

しかしながら、上記のログ収集では次のような課題がある。すなわち、負荷集中などで特定のインスタンスのみログDBに転送することができず、その転送漏れにより次に転送できるまで転送遅延が生じたとする。図2の例では、インスタンスAが、負荷集中により、転送時刻13:30でログA1の転送を行っていない。つまり、ログA1は転送時刻13:30の時点で転送漏れログとなっている。しかし、監視サーバ30は定期的なログ収集のポーリングを繰り返し、毎回のログ収集では、前回収集したログの最新発生時刻より後の発生時刻を有するログを収集する。その結果、監視サーバは、収集時刻13:32の収集ではインスタンスBのログB1を収集するがインスタンスAのログA1は収集できず、更に、転送時刻13:40でログA1が遅れて転送された後の収集時刻13:42の収集でも、収集キーがログB1の発生時刻13:13より後の発生時刻となるため、やはりログA1を収集できない。つまり、転送遅延したログA1は、その後のログ収集では収集されない。この収集されないログA1は、転送漏れし転送遅延したことによる監視漏れログであり、監視漏れログが発生することで監視漏れが発生する。

20

【 0 0 3 0 】

図4は、監視漏れを防止する第1の方法例を示す図である。図4には、図2と同じログの発生と転送例が示されている。監視漏れを防止する第1の方法例では、監視サーバは、ログを収集する時のキーを、前回収集したログの最新発生時刻より一定時間TBだけ巻き戻した時刻より後の発生時刻を有するログとし、毎回の収集ポーリングで、少しずつ余分に過去に発生したログを収集し、収集済みの重複したログを削除する。

30

【 0 0 3 1 】

この第1の方法によれば、図4において、監視サーバは、収集時刻13:32の収集では、前回収集したログB0の発生時刻13:13より巻き戻し時間TB早い時刻13:13-TBより後の発生時刻を有するログを収集し、ログB1に加えてログB0を再度収集している。したがって、監視サーバは、重複するログB0を削除する。さらに、監視サーバは、収集時刻13:42の収集では、ログB1の発生時刻13:23より巻き戻し時間TB早い13:23-TBより後の発生時刻を有するログを収集し、ログA1, A2, B1, B2を収集している。したがって、監視サーバは、重複するログB1を削除する。但し、監視サーバは、転送遅延していたログA1を収集することができる。

【 0 0 3 2 】

上記の第1の方法では、巻き戻し時間TBを長くすれば収集漏れを減らすことができるものの、重複して収集するログが増大し、収集時の通信トラフィック量が増大するという問題がある。一方、巻き戻し時間TBを短くすれば、重複して収集するログは減少し、通信トラフィック量も減少するが、収集漏れの可能性が高くなる。そして、巻き戻し時間TBは、経験則的に人手で決定しなければならず、日や時刻に応じてインスタンスの負荷が異なり、負荷集中が発生する時刻や時間帯の長さなどの予測が難しく、巻き戻し時間TBの最適化が困難である。

40

【 0 0 3 3 】

図5は、監視漏れを防止する第2の方法例を示す図である。図5には、図2と同じログの発生と転送例が示されている。監視漏れを防止する第2の方法例では、監視サーバは、

50

インスタンスA,Bを個別に収集するポーリングを実行する。この個別収集によれば、監視サーバは、それぞれのインスタンスに対して、前回収集したログの中の最新の発生時刻より後の発生時刻を有するログを収集する。したがって、インスタンス毎に収集するキーの発生時刻が異なる。

【 0 0 3 4 】

図5の例では、収集時刻13:22より前の個別収集で、インスタンスA,Bのログの最新の発生時刻がそれぞれTa,Tbだったとする。監視サーバは、収集時刻13:22での個別収集でログB0を収集する。さらに、監視サーバは、収集時刻13:32での個別収集で、インスタンスAについては時刻Taより後の発生時刻のログを、インスタンスBについてはログB0の発生時刻13:13より後の発生時刻のログを、それぞれ収集し、ログB1を収集する。このとき、インスタンスAは負荷集中によりログA1を転送できなかったため、監視サーバは、転送遅延しているログA1を収集できない。そして、監視サーバは、収集時刻13:42での個別収集で、インスタンスAについては再度時刻Taより後の発生時刻のログを、インスタンスBについてはログB1の発生時刻13:23より後の発生時刻のログを、それぞれ収集する。その結果、監視サーバは、インスタンスAへの個別収集で、ログA2に加えて転送遅延していたログA1を収集し、インスタンスBへの個別収集でログB2を収集する。

10

【 0 0 3 5 】

このように、監視サーバが、インスタンス毎に個別に収集すれば、転送遅延を起こしたログを確実に収集することができる。上記の例で、ログA1は転送遅延されていて遅れて転送されているが、転送後の収集ポーリングで確実に収集されている。したがって、監視漏れ発生を回避することができる。

20

【 0 0 3 6 】

しかしながら、ユーザのサービスシステムを構成するインスタンス数が膨大になると、個別収集のポーリング回数も膨大になり、監視サーバの負担が増大することが問題になる。したがって、常時個別収集のポーリングを実行することは好ましくない。

【 0 0 3 7 】

[本実施の形態]

本実施の形態では、監視サーバは、ログの転送が行われずにログが滞留して監視漏れが発生する時間帯を分析し、監視対象のサービスシステムの各インスタンスについて監視漏れ発生の予兆を検出し、予兆が検出されたインスタンスに対して、ログの滞留が解消されるまで個別収集等のポーリングを実行する。

30

【 0 0 3 8 】

そこで、監視漏れが発生する時間帯を分析するにあたっての課題としては、ログの転送時刻を知ることができないことである。すなわち、監視漏れログは、監視サーバにより収集済みのログ管理DB内のログと、転送済みの保守情報記憶装置14内のログDB内のログとを対比することにより、特定することができる。しかし、各インスタンスのログ転送時刻を知ることができないので、どの時間帯で負荷集中が発生してログ転送が実行されずログの転送遅延が発生したかを分析することができない。前述のとおり、利用契約ではユーザは各インスタンスについて転送間隔を設定する。しかし、ログの転送時刻は、クラウドコンピューティングサービス提供者の管理下にあり、また、クラウドコンピューティングサービスの監視に不要な情報であるので、一般に、監視サーバが転送時刻を取得することはできない。

40

【 0 0 3 9 】

図6は、転送時刻が不明のため監視漏れ発生時間帯の高精度な推定が困難であることを示す図である。図6のログの発生と転送と収集の例は、図2と同じである。

【 0 0 4 0 】

上記の通り、各インスタンスの転送時刻を知ることができない。そこで、もし保守情報記憶装置14内のログDB内のログと、監視サーバ側のログ管理DB内のログとを対比させて、監視漏れログA1を検出したとする。ログA1の発生時刻は、監視情報として必要であるのでログA1のデータに含まれている。しかし、ログAを発生したインスタンスAの転送時刻は

50

不明である。そのため、監視漏れログA1の監視漏れ原因となった転送漏れが発生して転送遅延によりログが滞留した時間帯は、少なくとも、収集時刻13:42より前でログA1の発生時刻13:22より後であるとはしか推定できない。

【 0 0 4 1 】

上記の推定した転送遅延によりログが滞留した時間帯は長いので、そのような長い時間にわたりインスタンスAに対する個別収集のポーリングを実行することは、監視サーバの負担が大きい。もし、インスタンスAのログ転送時刻を知ることができれば、例えば、監視漏れログA1の発生時刻後の転送時刻13:30で転送漏れが発生し、次の転送時刻13:40で転送が再開されたことを正しく推定できる。その結果、転送漏れが発生した転送時刻13:30以降から転送再開した転送時刻13:40までに、インスタンスAに対して個別収集のポーリングを実施することができ、最短の時間帯での個別収集で監視漏れログA1をタイムリに収集することができる。

10

【 0 0 4 2 】

以下、本実施の形態について、概略説明の後に、転送漏れにより監視漏れが発生した時刻を特定する方法について説明し、その後、監視漏れをなくすログ収集方法について説明する。

【 0 0 4 3 】

[概略]

図7は、本実施の形態における監視サーバ30の構成を示す図である。監視サーバ30は、CPU301と、入出力装置302と、メインメモリ(RAM)303と、大容量記憶装置(HDD)を有する。大容量記憶装置には、ログの監視を実行する監視プログラム305、収集したイベントログ管理DBと性能情報管理DB305、監視漏れパターンDB306が格納される。CPU301がメモリ303内に展開した監視プログラム305を実行することにより、監視サーバ30は、クラウドコンピューティングサービスセンタ1内の保守情報記憶装置14内に集約されたログDB内のログを収集し、転送漏れし転送遅延が生じた監視漏れログを検出し、監視漏れが発生したインスタンスの転送漏れ発生前の性能情報パターンをデータベース化し、その転送漏れパターンに基づいて監視中のサービスシステムのインスタンスにおける転送漏れによる監視漏れ発生の予兆を検出し、検出されたインスタンスに対して個別収集のポーリングを実行する。

20

【 0 0 4 4 】

図8は、本実施の形態におけるクラウドコンピューティングセンタと監視サーバの構成と処理を示す図である。図9は、本実施の形態における監視漏れのないリアルタイムログ監視の処理の概略を示すフローチャート図である。

30

【 0 0 4 5 】

図9に示されるとおり、監視サーバ30は、CPUが監視プログラム304を実行することにより、収集したログから監視漏れログを検出し、その検出した監視漏れログの転送漏れによる転送漏れの発生時刻を特定する処理を実行する(S1)。

【 0 0 4 6 】

さらに、監視サーバ30は、CPUが監視プログラム304を実行することにより、特定した監視漏れ発生時刻前後におけるインスタンスの数やインスタンスの性能情報(負荷値など)の推移データを、監視漏れパターンとして監視漏れパターンDB内に格納する(S2)。

40

【 0 0 4 7 】

そして、監視サーバ30は、CPUが監視プログラム304を実行することにより、監視用ポーリングで収集した性能情報に対して、監視漏れパターンとの一致度評価を実行し、監視漏れ発生の予兆を検出し、予兆が検出されたインスタンスに個別収集ポーリングを実行する(S3)。

【 0 0 4 8 】

次に、上記の3つの処理S1,S2,S3について詳述する。

【 0 0 4 9 】

50

まず、前提として、図8に示すとおり、クラウドコンピューティングセンタ1内において、ユーザのサービスシステムを構成するインスタンス12の保守情報転送部12Aが、ユーザと締結した利用契約に基づくサービス管理情報15内のログの転送間隔を参照して、その転送間隔で保守情報記憶装置14内のログDBに発生したログを転送する(図中(1)(2))。

【0050】

[図9の転送漏れし転送遅延したことによる監視漏れ発生時刻を特定する処理S1]

図10は、監視漏れ発生時刻の特定処理S1のフローチャート図である。また、図11、図12は、監視サーバによるログ収集について説明する図である。

【0051】

第1に、図11に示されるとおり、監視サーバ30は、監視プログラムを実行することにより、監視用ポーリングで収集したログを、それらのログを収集したポーリングの収集時刻と共に、ログ管理DBに格納する。図11にはイベントログ管理DBの一例が示されている。ログデータは、図3で説明したとおり、ログの発生時刻とイベント内容(事象の発生時刻と事象の内容)とインスタンスIDとが含まれている。そして、図11に示されるとおり、監視サーバ30は、上記のログデータに、ログの収集時刻を追加してログ管理DBに格納する。

【0052】

図11中、インスタンス名はインスタンスIDに対応し、イベント内容を示すメッセージとイベントの緊急度レベルを示すレベルはイベント内容に対応する。そして、図11では、各ログは、さらに、発生時刻と収集時刻を有する。図11に示したメッセージの例は、上から、ロード失敗、サービス開始通知、サービス停止通知、ファイル検出不能、起動不能、プロセスエラーである。

【0053】

第2に、図12に示されるとおり、監視サーバ30は、保守情報記憶装置14内のログDBからの収集のポーリングについて、本来の第1の収集間隔で行う監視用ポーリングに加えて、第1の収集間隔より十分に長い第2の収集間隔で、且つ望ましくはサービスの負担が低く発生するログが少ない時間帯に、監視漏れチェック用ポーリングを実行する。監視漏れチェック用ポーリングも、監視用ポーリングと同様に、前回収集したログのうち最新発生時刻をキーにして、クエリを実行する。

【0054】

図12の例では、監視用ポーリングを実施する第1の収集間隔は10分毎であり、一方、監視漏れチェック用ポーリングを実施する第2の収集間隔は1日毎である。このように監視漏れチェック用ポーリングの頻度を低くすることで、さらに望ましくはサービスの負担が低い時間帯に実施することで、監視サーバ30の負担を最小限に抑える。

【0055】

図12の例では、監視サーバ30は、監視用ポーリングで収集されたログを、監視サーバ30の保守情報記憶装置31内のログ管理DBに格納する。ただし、図2で説明したとおり、監視用ポーリングで収集したログ管理DB31には、転送漏れ、転送遅延により監視漏れしたログA1は収集されていない。一方、監視漏れチェック用ポーリングで収集したログ32には、転送遅延により監視漏れしたログA1が含まれている。

【0056】

監視サーバ30は、監視漏れチェック用ポーリングで収集したログは、保守情報記憶装置31には格納せず、ログ管理DB内の監視用ポーリングで収集したログと突き合わせを行い、一致するか否かをチェックする。これにより、監視サーバ30は、転送遅延により監視漏れしたログA1を検出する。監視サーバ30は、監視漏れチェック用ポーリングで収集したログを、上記のチェック後に破棄する。これにより、保守情報記憶装置31の容量を最小限に抑えることができる。

【0057】

図10を参照して、転送漏れによる監視漏れ発生時刻を特定する処理S1について説明す

10

20

30

40

50

る。前述の通り、監視サーバ30は、CPUが監視プログラムを実行することで、通常の監視用ポーリングと、それより長い収集間隔で監視漏れチェック用ポーリングを実行する(S11)。

【0058】

そして、監視漏れチェック用ポーリングを完了した段階で、監視サーバ30は、CPUによる監視プログラムの実行により、管理漏れチェック用ポーリングで収集した全てのログ(図12の32)から1件のログを選択し(S12)、選択したログが監視用ポーリングで収集したイベントログ管理DB内にも存在するか否か確認し、確認後破棄する(S13)。もし存在するのであれば、監視サーバは、次のログを選択し(S12)、イベントログ管理DB内に存在するか否か確認する(S13)ことを繰り返す。そして、監視サーバは、選択したログがイベントログ管理DB内に存在しない場合は、その選択したログを監視漏れログと判断する(S15)。

10

【0059】

次に、監視サーバ30は、CPUが監視プログラムを実行することで、イベントログ管理DB内の上記検出した監視漏れログのインスタンスとは別のインスタンスのログのうち、監視漏れログの発生時刻と最も近いまたは近接する発生時刻を有するログを特定する(S16)。そして、監視サーバは、特定したログの収集時刻を、転送遅延による監視漏れ発生時刻と特定する(S17)。

【0060】

監視サーバは、監視漏れチェック用ポーリングで収集したログ全てについて、上記の処理S12-S17を実行し、全ての監視漏れログの監視漏れ発生時刻を特定する。

20

【0061】

図8を参照して、以上の処理について再度説明する。監視サーバ30の定期収集部310の監視用収集部312が、監視用ポーリングを実行して保守情報記憶装置14内のログを収集して、監視サーバ30側の保守情報記憶装置31内のイベントログ管理DB及び性能情報管理DB305に格納する(図中(3)(4))。一方、定期収集部310の監視漏れチェック収集部311が、監視漏れチェック用ポーリングを実行して保守情報記憶装置14内のログを収集し(図中(3)(4)'),監視漏れ発生時刻特定部314が、イベントログ管理DB内のログと突き合わせして、監視漏れログを特定する(図中(5))。

【0062】

次に、図10の監視漏れログの発生時刻と最も近い発生時刻を有するログを特定する処理S16について詳述する。

30

【0063】

図13は、本実施の形態における監視漏れログの発生時刻と最も近い発生時刻を有するログを特定する処理S16のフローチャート図である。このログを特定する処理S16は、次の3つの処理により行われる。

【0064】

まず前提として、ユーザのサービスシステムは複数のインスタンスで負荷分散するので、負荷集中などによる転送漏れによる監視漏れが複数のインスタンスで同時に発生する確率は低い。そこで、監視サーバは、イベントログDB内の転送漏れが発生していない他のインスタンスのログのうち、転送漏れにより監視漏れが発生したログの発生時刻と最も近いまたは近接する発生時刻を有するログの収集時刻を、監視漏れ発生時刻と推定する。

40

【0065】

(1)図13の3つの処理のうち第1の処理では、監視サーバは、サービスシステムを構成する複数のインスタンスの中から、監視漏れログの発生元インスタンスとログ転送間隔が同じまたは近いインスタンスを選択して、グルーピングする(S161)。ここで、各インスタンスのログ転送間隔は、収集したログの発生時刻と収集時刻との時刻差に基づいて推定することができる。または、ユーザが利用契約を締結したときに設定した転送間隔を含む管理情報にアクセス可能な場合は、その設定済みの転送間隔を利用しても良い。

【0066】

50

図14, 図15は, 各インスタンスのログ転送間隔を推定する方法を示す図である。図14には, サービスシステムを構成する複数のインスタンスが発生したログと, それらログの保守情報記憶装置14内のログDBへの転送と, 監視サーバ側の保守情報記憶装置31内のログ管理DBへの収集例を示す。複数のインスタンスは, 例えばインスタンスA,B,C,D,Eを有するが, 図14にはその内インスタンスA,Bだけが示されている。インスタンスC,D,Eについては示していない。また, この例では, インスタンスA,Bのログの転送漏れは発生していないが, 図示していないインスタンスEのログに転送漏れが発生しているものとする。

【0067】

そして, 図14に示されるように, インスタンスAはログA1,A2を発生し, 比較的長い転送間隔の20分毎に転送している。インスタンスBはログB1-B4を発生し, 比較的短い転送間隔の5分毎に転送している。また, 監視サーバは, 比較的短い収集間隔の5分毎に転送されたログを収集している。

10

【0068】

図15は, インスタンス毎のログの収集時刻と発生時刻の時刻差とその平均値の例を示している。図14のインスタンスAのログA1,A2と, インスタンスBのログB1-B3とについて示している。インスタンスAの2つのログの収集時刻と発生時刻の時刻差の平均は13分30秒であるのに対して, インスタンスBの4つのログの収集時刻と発生時刻の時刻差の平均は2分15秒である。

【0069】

20

収集間隔が比較的短い場合, この時刻差が短いほどログの転送間隔は短く, 時刻差が長いほどログの転送間隔は長い傾向になる。したがって, 多数のログについて時刻差の平均を取得できれば, 各インスタンスの転送間隔が同じまたは近いかな否かを判定することができる。図15の例では, インスタンスBとCとEが時刻差の平均値が近接している。このような時刻差の平均値を比較することで, 監視サーバは, インスタンスB,C,Eをグループ化する。

【0070】

(2) 図13の3つの処理のうち第2の処理では, 監視サーバは, グループ内のインスタンスから, 監視漏れログの発生時刻に転送漏れによる転送遅延の発生確率が最も低かったインスタンスを選択する(S162)。この処理について図16を参照して説明する。

30

【0071】

図16は, 監視サーバにより時刻差が近接しているとしてグループ化されたインスタンスB,C,Eのログの例を示す図である。この例では, インスタンスEのログE5が転送漏れにより監視漏れログになっている。したがって, 監視サーバは, インスタンスEのログE5が監視漏れログであり, その発生時刻13:58におけるインスタンスB,Cの負荷値を参照して, 負荷値が最も低いインスタンスを選択する。図16の例では, インスタンスBが最も負荷値が低く転送漏れが発生した確率が最も低いインスタンスとして選択される。負荷値には, 例えばCPU利用率, メモリ使用量が含まれ, これらの値が低いインスタンスは, 転送漏れによる監視漏れが発生していないと推定できる。

【0072】

40

(3) 図13の3つの処理のうち第3の処理では, 監視サーバは, 転送漏れによる転送遅延の発生確率が最も低かったインスタンスのログから, 監視漏れログと最も発生時刻に近いログを選択する(S163)。図16の例で説明すると, 監視サーバは, 負荷が低く転送漏れによる転送遅延の発生確率が最も低かったインスタンスBのログから, 監視漏れログE5の発生時刻13:58と同じ発生時刻を有するログB8を選択する。これで, 監視サーバは, 図10の処理S16のイベントログ管理DB内の, 転送遅延の発生確率が最も低かった他のインスタンスのログのうち, 監視漏れログE5の発生時刻と最も近い発生時刻を有するログB8を特定することができた。

【0073】

そして, 図10に戻り, 監視サーバは, 処理S16で特定したログの収集時刻を, 監視漏

50

れ発生時刻と特定する (S17)。図 16 の例で説明すると、監視サーバは、特定したログ B8 の収集時刻 13:59 を、監視漏れログ E5 の転送漏れによる監視漏れ発生時刻と推定する。

【 0 0 7 4 】

前述の図 13 の第 1 の処理 S161 では、図 15 で説明したとおり、複数のインスタンスのうち監視漏れログのインスタンスと転送間隔が同じまたは近接するインスタンスを選択してグルーピングした。この処理 S161 で、監視サーバは、転送間隔が同じまたは近接するインスタンスとして、監視漏れログのインスタンスと同程度に短い転送間隔のインスタンスを選択することが望ましい。すなわち、そもそも監視漏れログを検出して監視漏れ発生時刻を特定するのは、そのインスタンスのログ収集の緊急性またはリアルタイム性が高いからである。そして、ログ収集の緊急性が高いインスタンスには、一般に短い転送間隔が設定される。転送間隔が長いと、ログの発生から収集まで最悪長時間を要する場合があるからである。

【 0 0 7 5 】

したがって、監視漏れ発生時刻を特定すべきインスタンスは、転送間隔が十分に短いので、上記処理 S161 で転送漏れが発生したインスタンスと転送間隔に近いインスタンスとは、転送間隔が長いインスタンスを排除して、同等の短い転送間隔を有するインスタンスを意味する。

【 0 0 7 6 】

以上で図 9 の監視漏れ発生時刻の特定処理 S1 が完了した。図 2 の例で説明すると、図 2 ではログ A1 が監視漏れログであり、そのインスタンス A と転送間隔が近接し監視漏れログ A1 の発生時刻 13:22 において負荷が最も軽かったインスタンスがインスタンス B であるとすると、そのインスタンスのログ B1 が監視漏れログ A1 の発生時刻と近接している。したがって、ログ B1 の収集時刻 13:32 が転送漏れによる監視漏れが発生した時刻と推定される。

【 0 0 7 7 】

図 17 は、監視漏れ発生時刻の特定処理 S1 により特定された監視漏れ発生時刻の例を示す図である。図 17 のインスタンス A, B が発生するログ A1, A2, B1, B2 は図 2 の例と同じである。但し、図 2 と異なり、インスタンス A では、負荷集中による転送遅延が、転送時刻 13:30 と 13:40 で発生している。この場合は、監視サーバは、監視漏れ発生時刻の特定処理 S1 により、監視漏れログ A1 に対する監視漏れ発生時刻をログ B1 の収集時刻 13:32 と推定し、監視漏れログ A2 に対する監視漏れ発生時刻をログ B2 の収集時刻 13:40 と推定する。その結果、監視サーバは、監視漏れ発生時間帯を、時刻 13:32 から 13:42 と推定する。

【 0 0 7 8 】

[図 9 の監視漏れパターンの構築処理 S2]

監視サーバ 30 は、CPU が監視プログラム 304 を実行することにより、特定した監視漏れ発生時刻前後におけるインスタンスの数やインスタンスの性能情報 (負荷値など) の推移データを監視漏れパターンとして監視漏れパターン DB 内に格納する (S2)。

【 0 0 7 9 】

図 18 は、監視漏れパターンの構築処理 S2 のフローチャート図である。監視サーバは、CPU により監視プログラムを実行して、監視漏れ発生時刻の前後におけるサービスシステムのインスタンス数と、各インスタンスの負荷値の推移情報とを、イベントログ管理 DB と性能情報管理 DB から抽出する (S21)。そして、監視サーバは、抽出したインスタンス数と、各インスタンスの負荷値の推移情報を、監視漏れパターンとして、監視漏れパターン DB に格納する (S22)。

【 0 0 8 0 】

図 19 は、監視漏れパターンの例を示す図である。監視サーバは、監視漏れログ毎に、監視漏れパターンを監視漏れパターン DB に格納する。図 18 に示した管理漏れパターン例は、サービスシステムを構成するインスタンス A, B のインスタンス数「2」と、監視漏れ発生時刻と、監視漏れログが発生した発生元インスタンス「A」と、インスタンス A, B の負荷値の監視漏れ発生時刻前の 5 分間の推移データとを有する。負荷値は、例えば CPU 使用率、メモリ使用量、イベント発生数、ネットワーク転送量の 4 種類であり、図 19 にはそ

10

20

30

40

50

のいずれかが示されている。図19に示された例によれば、インスタンスAは負荷値が急増しているが、インスタンスBは負荷値が低下している。

【0081】

以上で、監視サーバは、図9の監視漏れパターンの構築処理S2を終了した。図8を参照して再度説明すると、監視サーバ30の監視漏れパターン生成部315は、監視漏れ発生時刻特定部314が特定した監視漏れ発生時刻に基づいて(図8中(6)参照)、その監視漏れ発生時刻前後の性能情報管理DBを抽出して、監視漏れパターンを生成し、監視漏れパターンDB306に格納する(図8中(8))。

【0082】

次に、監視サーバは、過去に収集したログを分析することにより蓄積した監視漏れパターンを利用して、今後の監視対象のサービスシステムのインスタンスの性能情報の推移について、監視漏れパターンとの一致度を監視しながら、監視漏れ発生の予兆を検出する。それが、図9の監視漏れ発生の予兆検出と個別ポーリングの処理S3である。

【0083】

[図9の監視漏れ発生の予兆検出と個別ポーリング処理S3]

監視サーバは、CPUにより監視プログラムを実行することで、監視漏れパターンによる予兆検出を行う。すなわち、監視サーバは、毎回の監視用ポーリングが終了したタイミングで、一定時間前の過去の時刻から最新時刻までの負荷値の推移パターンと、監視漏れパターンDB内の監視漏れパターンとの一致度を比較し、一致度が高い監視漏れパターンの監視漏れログの発生元インスタンスのパターンと一致するインスタンスに、監視漏れ発生の予兆があることを検出する。

【0084】

図20は、図9の監視漏れ発生の予兆検出と個別ポーリング処理S3のフローチャート図である。監視サーバは、監視対象のサービスシステムを構成するインスタンスのイベントログと性能情報ログを収集し続けている。そして、監視サーバは、毎回の監視ポーリングが終了したタイミングで図20の処理を実行する。

【0085】

まず、監視サーバは、監視漏れパターンDBから、現在監視中のサービスシステムのインスタンス数と一致する監視漏れパターン群を選択する(S31)。サービスシステムのインスタンス数に依存して監視漏れが発生する場合と発生しない場合があるので、インスタンス数に基づいて比較対象の監視漏れパターン群を絞り込むことが望ましい。ただし、インスタンス数が一致しなくても近接する数の監視漏れパターンを選択するようにしてもよい。

【0086】

次に、監視サーバは、選択した監視漏れパターン群から、1つの監視漏れパターンを選択する(S32)。そして、選択する監視漏れパターンが存在している場合は(S33のNO)、監視サーバは、イベントログ管理DBと性能情報管理DB内の監視中の最新データ、即ち各インスタンスの負荷値の最新データと、選択した監視漏れパターンとの一致度を検出する(S34)。つまり、最新の負荷値の推移データと、監視漏れパターン内の負荷値の推移データとの一致度を、公知の一致度算出方法により検出する。したがって、各インスタンスの負荷値の最新データを収集するために、性能情報ログをある程度短い間隔で転送及び収集することが望ましい。

【0087】

そして、監視サーバは、選択した監視漏れパターンの全てのインスタンスの負荷値の推移データが、監視中のサービスシステムの全てのインスタンスの最新の負荷値の推移データと一致するか否かチェックする(S35)。このチェックは、負荷値が3種類あれば、全ての負荷値で一致することを要する。そして、全ての負荷値についてそれぞれ全てのインスタンスの推移データが一致することが検出されると(S35のYES)、監視サーバは、監視漏れパターンの監視漏れ元インスタンスと、推移データが一致したインスタンスを特定し、そのインスタンスについて個別ポーリングを実行する(S36)。上記の処理S32-S36は、選択した監視漏れパターン群全てについて実施した後に、終了する(S33のYES)。

【 0 0 8 8 】

図 2 1 は、監視漏れ発生の予兆検出における監視漏れパターンと監視中の負荷値の推移データとの一致を説明する図である。図 2 1 中、処理 S32 で監視漏れパターン群から選択された 1 つの監視漏れパターン 5 0 は、3 つの負荷値の推移データ 5 0 - 1, 5 0 - 2, 5 0 - 3 を有し、それぞれ 3 つのインスタンス A, B, C の負荷値の推移データを有する。一方、監視中のサービスシステムについての負荷値の推移データ 6 0 も、3 つの負荷値の推移データ 6 0 - 1, 6 0 - 2, 6 0 - 3 を有し、それぞれ 3 つのインスタンス A, B, C の負荷値の推移データを有する。図 2 1 の例では、負荷値は、CPU 使用率、メモリ使用量、ネットワーク転送量である。

【 0 0 8 9 】

監視サーバは、監視漏れパターン 5 0 のうち一つの負荷値についての監視漏れパターン 5 0 - 1 と、監視中の同じ負荷値の推移データ 6 0 - 1 との一致度を検出する。図 2 1 の例では、監視漏れパターン 5 0 と監視中の負荷値の推移データ 6 0 - 1 とが一致している。同様に、監視サーバは、監視漏れパターン 5 0 - 2, 5 0 - 3 についても、それぞれ監視中の負荷値の推移データ 6 0 - 2, 6 0 - 3 との一致度を検出する。そして、監視サーバは、3 つの負荷値について全て一致度が高かった（一致した）場合に、監視漏れ発生の予兆を検出する。以上が、図 2 0 の処理 S32 から S35 までに対応する。

【 0 0 9 0 】

そして、監視漏れ発生の予兆を検出すると、監視サーバは、監視漏れパターンの監視漏れ元インスタンスと、推移データが一致したインスタンスを特定し、その特定したインスタンスに対して個別ポーリングを行う。

【 0 0 9 1 】

図 2 2 は、本実施の形態において監視漏れ発生の予兆を検出した場合の個別収集を示す図である。図 2 2 のインスタンス A, B は、それぞれログ A1, A2, A3, ログ B1, B2, B3 を生成し、インスタンス A が負荷集中で時刻 13:30 と 13:40 で転送漏れを生じ転送遅延になっている。図 2 2 の例は、図 1 7 の例とはログ A3, B3 が発生していることを除いて同じである。そして、図 2 2 の例では、時刻 13:50 で転送を行っている。その結果、保守情報記憶装置 1 4 内のログ DB には、図示されるログが転送されている。

【 0 0 9 2 】

図 2 2 の例では、監視サーバが、インスタンス A に監視漏れ発生の予兆を検出した例であり、監視サーバは、収集時刻 13:32, 13:42, 13:52 で、インスタンス A に対して個別収集のポーリングを実行する。その結果、監視サーバは、収集時刻 13:32, 13:42 ではインスタンス A のログを収集できないが、収集時刻 13:52 で、ログ A3 を一括収集と個別収集で重複して収集するとともに、インスタンス A の個別収集により転送遅延になったログ A1, A2 を収集する。収集時刻 13:52 で前回の収集時刻より前に発生しているログ A1, A2 を収集したので、監視サーバは、次回以降の収集時刻では、インスタンス A への個別収集を停止し、通常の監視ポーリングのみで収集を行う。

【 0 0 9 3 】

図 8 で以上の処理を再度説明すると、監視サーバ 3 0 の監視漏れ予兆検知部 3 1 3 が、管理漏れパターン 3 0 6 と性能情報管理 DB 3 0 5 内の性能データの推移データとの一致度を監視し（図 8 の (9)）、監視漏れの予兆が検出されたら、監視サーバ 3 0 の個別収集部 3 1 6 が、そのインスタンスに対して個別収集を実行する（図 8 の (10) (11)）。この個別収集により転送漏れにより転送遅延していたログを収集することができる。

【 0 0 9 4 】

以上のとおり、本実施の形態によれば、収集したログに基づいて監視漏れ発生時刻を高精度に推定することができる。その結果、監視漏れ発生時刻前後のサービスシステムを構成するインスタンスの性能情報の推移データを利用して、将来、監視中のサービスシステムのインスタンスにおける監視漏れ発生の予兆を検出して、予兆が検出されたインスタンスに個別ポーリングを実行して転送遅延したログを実質的にリアルタイムに収集することができる。

10

20

30

40

50

【符号の説明】

【0095】

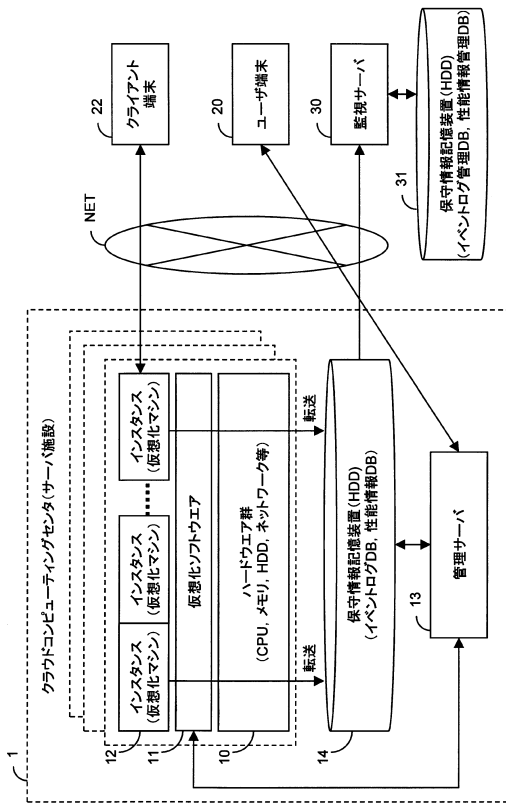
12：インスタンス（仮想化マシン，仮想デバイス，物理マシン，物理デバイス，被監視デバイス）

14：第1のデータベース，ログDB（第1のログ項目蓄積装置）

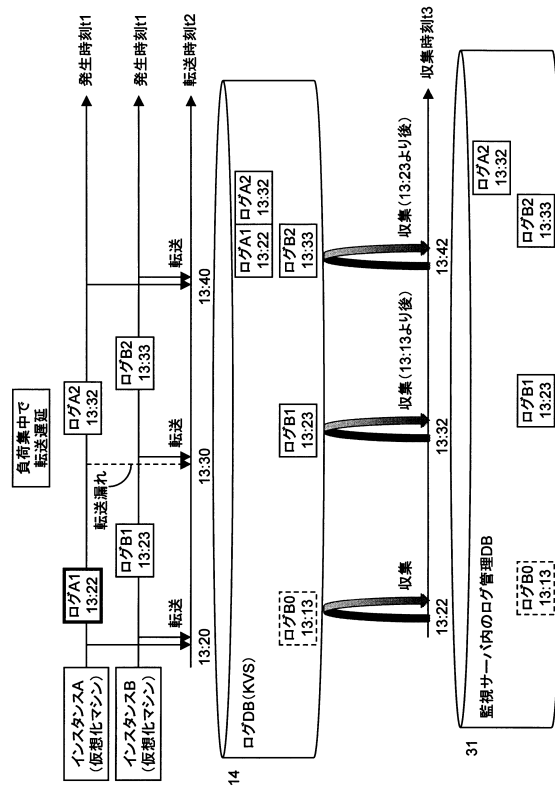
30：監視サーバ

31：第2のデータベース，ログ管理DB（第2のログ項目蓄積装置）

【図1】



【図2】

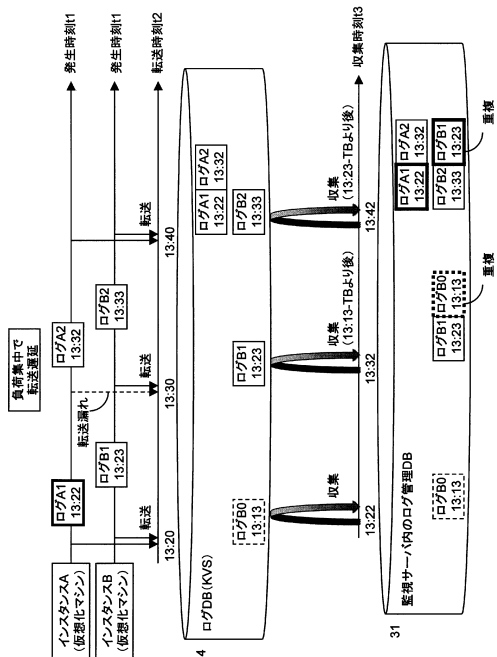


【図3】

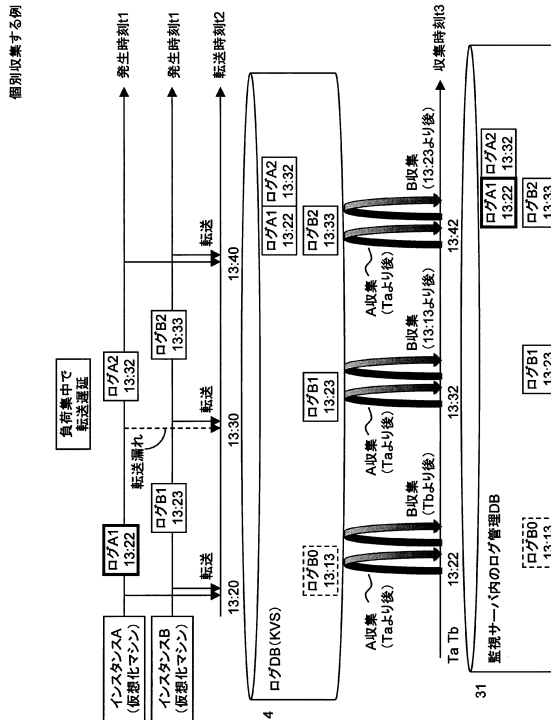
ログA1 13:22	KEY	VALU_1	VALU_2
	発生時刻	イベント内容	インスタンスID

【図4】

最新発生時刻-TBを
見直し収集する例

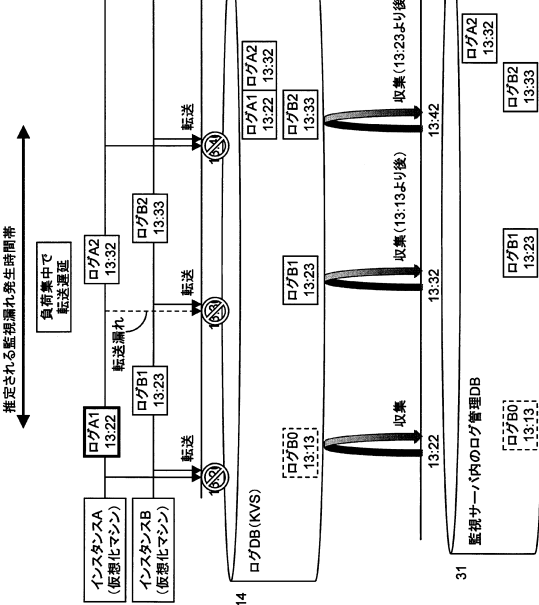


【図5】

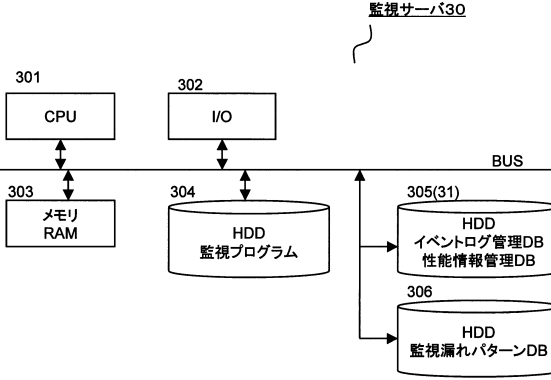


【図6】

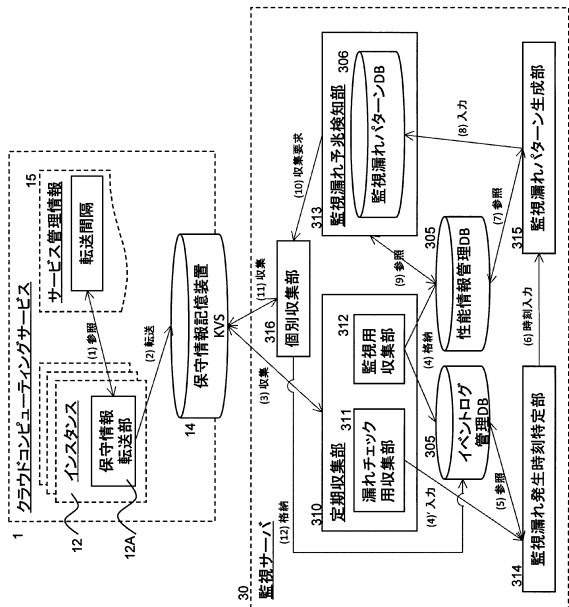
転送時間が不明故
監視遅れ発生時間
帯が不明



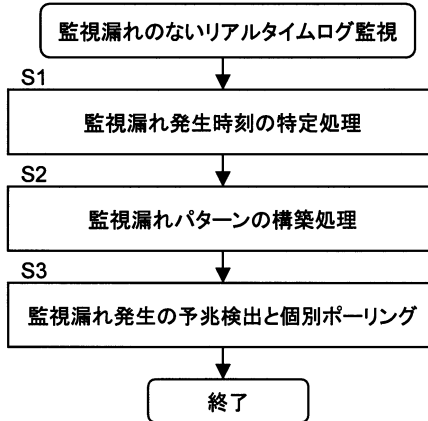
【図7】



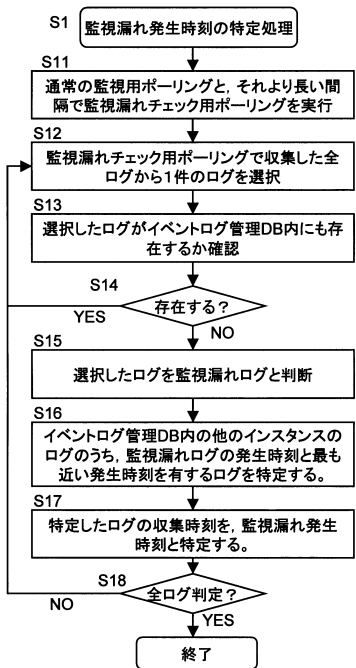
【 図 8 】



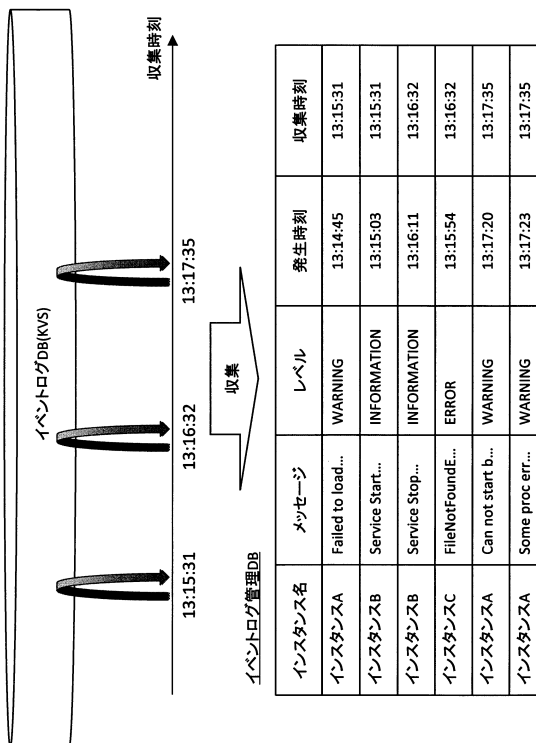
【 図 9 】



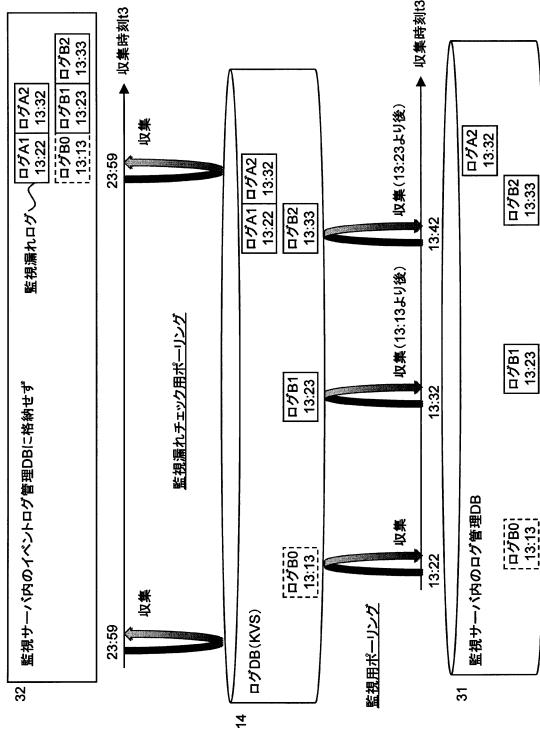
【 図 10 】



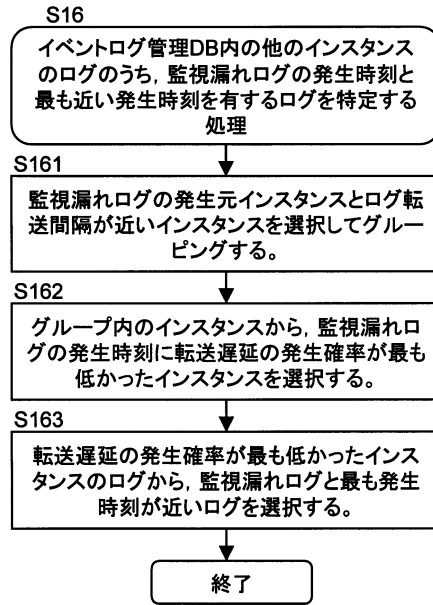
【 図 11 】



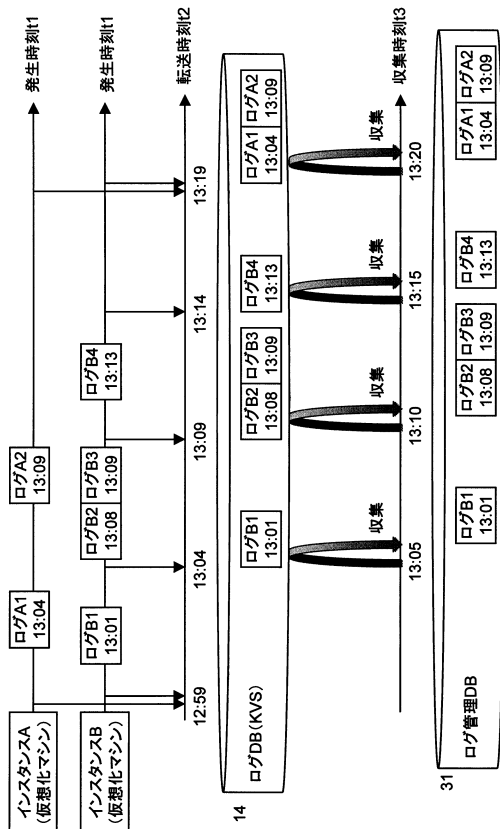
【図12】



【図13】



【図14】

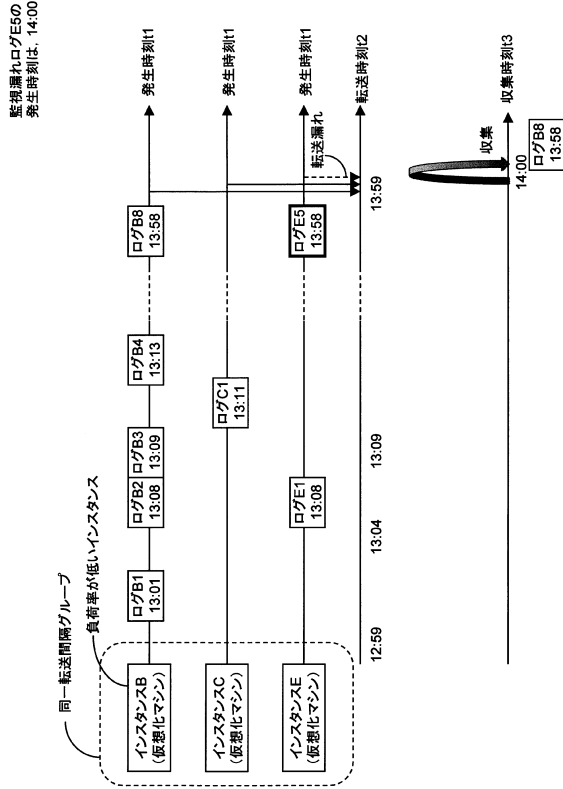


【図15】

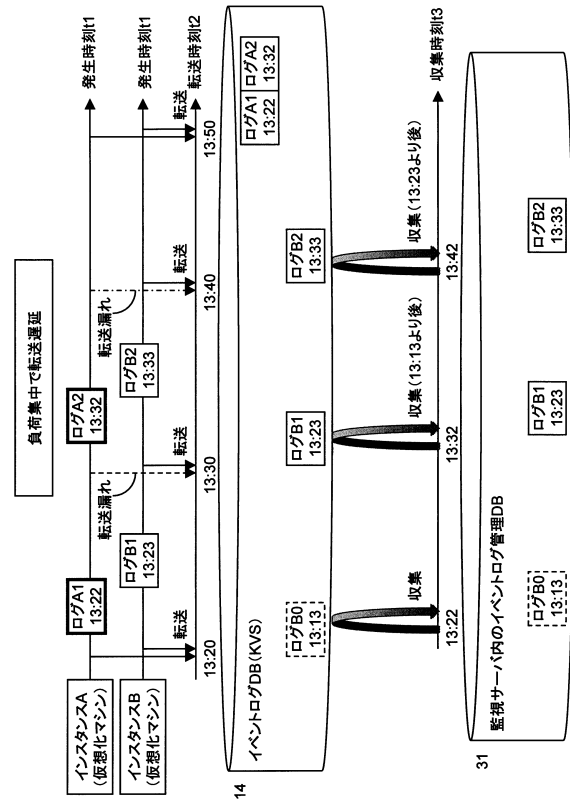
ログ収集時刻-ログ発生時刻の平均値表

インスタンス	ログ発生時刻	ログ収集時刻	時刻差	時刻差平均
A	13:04	13:20	00:16	00:13:30
A	13:09	13:20	00:11	
B	13:01	13:05	00:04	00:02:15
B	13:08	13:10	00:02	
B	13:09	13:10	00:1	
B	13:13	13:15	00:2	00:02:30
C	---	---	---	
D	---	---	---	00:14:15
E(漏れログ)	---	---	---	
				00:02:20

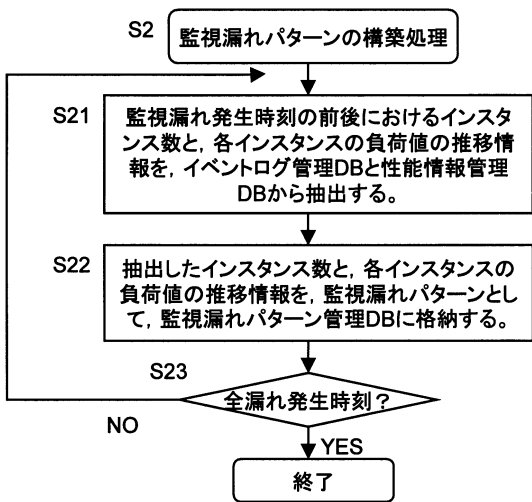
【図16】



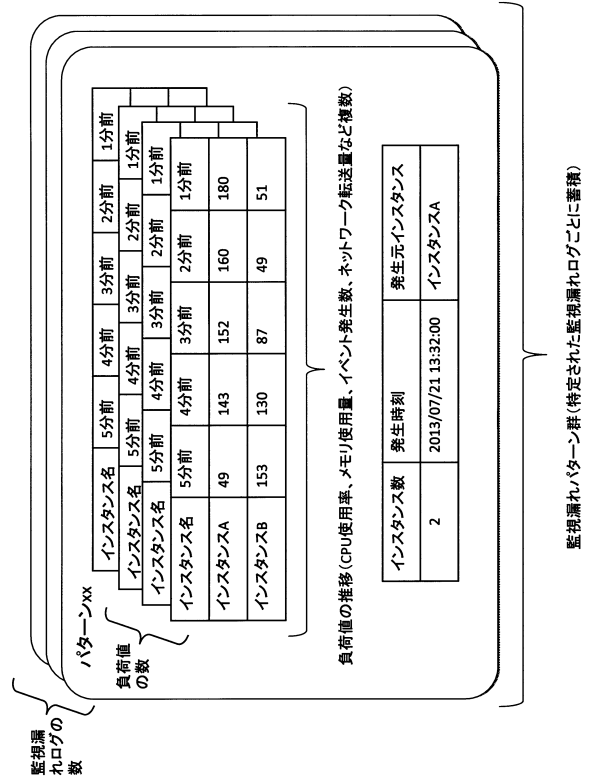
【図17】



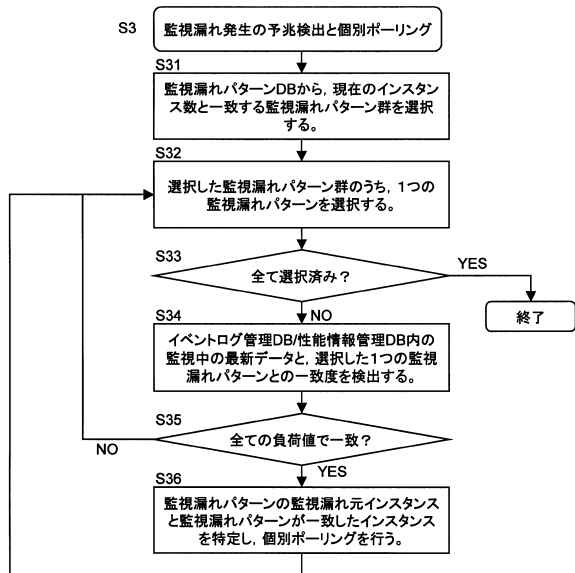
【図18】



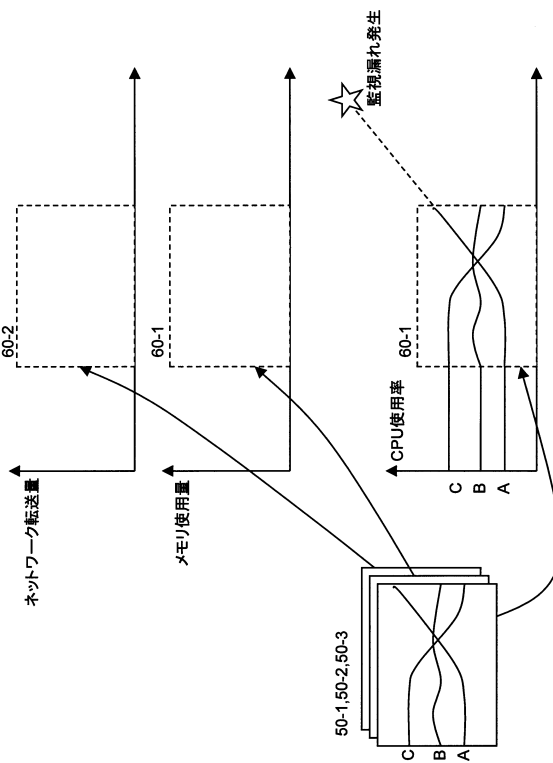
【図19】



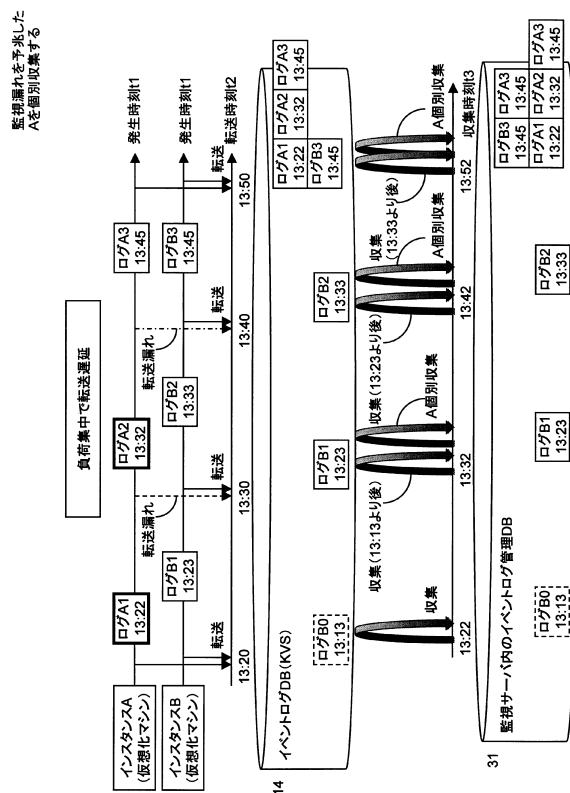
【図20】



【図21】



【図22】



フロントページの続き

(72)発明者 長谷尾 慎司

神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内

審査官 安藤 一道

(56)参考文献 特開2013-073497(JP,A)

特開2005-115724(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 13/00

G06F 11/34

G06Q 50/10